**一般競争参加資格審査申請書受付票等　記載要領**

東北財務局

Ⅰ．一般競争参加資格審査申請書受付票について

１．一般競争参加資格審査申請書受付票（以下「受付票」という）については、太線の枠内の「申請区分」、「商号・名称」、「希望業種区分」の各欄についてのみ記載して下さい。

２．資格審査申請書整理カード（以下「整理カード」という）については、コンピュータ処理の資料としますので、太線の枠内の該当項目について、楷書で記載して下さい。

３．「１.申請区分」は該当する方に○印をしてください。

４．「４.商号・名称」～「８.電話番号」の各欄については、一般競争参加資格審査申請書（第１，２号様式又は第４，５号様式）（以下「申請書」という）記載と異なる住所に等級決定通知書の送付を希望する場合に記載してください。

申請書と同じ場合は、記載不要です。

５．「４.商号・名称」欄は、〔株式会社は（株）〕、〔有限会社は（有）〕、〔合資会社は（資）〕、〔合名会社は（名）〕等の略号で記載して下さい。

６．「９.資本金」欄は、千円単位で記載して下さい。

７．「１０.総職員」欄は、「建設工事」の場合は在職するすべての常勤役員及び雇用期間を特に限定することなく雇用契約を有し常時勤務している者の総数を、「測量・建設コンサルタント等」の場合は申請書（別紙様式第２号（その３））中「28.常勤職員の数」の計欄を記載して下さい。

８. 整理カード下段により添付資料を確認願います。

９.本記載要領は、東北財務局独自の取扱いですので、他の部局（財務局等）に申請をする場合には、当該部局の指示に従って下さい。

Ⅱ．経営事項審査を受けていない者の申請について

　　財務省競争参加資格審査（建設工事）を受けるには、建設業法第２７条の２３に基づく経営事項審査を受ける必要があります。

　　ただし、物品の製造、販売、買受け及び役務の提供等を営む者のうち畳工事、厨房工事、衛生施設等の工事に準ずる行為を行う者又は建設業法第３条第１項ただし書の者については、建設業者とみなして資格審査を受けることができます。

　　この場合、「経営事項審査表」を作成することになりますが、作成時の注意事項は下記のとおりです。

　【 経営事項審査表 作成時の注意事項 】

１.受付番号は、当局で記載します。

２.各欄の計数は、右詰めで記載して下さい。

３．「自己資本額」欄以下の各欄は、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）」に準じて記載して下さい。